

令和3年7月10日

中央区弓道連盟会員 各位

中央区弓道連盟

会長 小室輝夫

「緊急事態宣言」発出下での稽古について

この度、東京都に新型コロナウイルス感染症に係る4回目の「緊急事態宣言」が7月12日（月）から8月22日（日）迄発出されることになりました。

中央区体育協会からは、添付資料の「緊急事態宣言の発令に伴う期間中のスポーツ事業・活動について」にあるとおり、“期間中における主催大会等は原則中止または延期とし、各団体においての事業・活動については、チェックシートの活用等、感染予防対策を徹底のうえ、種目・人数などを勘案し各団体で判断願う”という通知がありました。

中央区総合スポーツセンターは、7月9日付“「緊急事態宣言発令」に伴う総合スポーツセンターのご利用について”にあるとおり、弓道場は指導公開を除いて、団体および個人利用は引き続き利用可能となりました（夜間は午後8時までの利用）。

については、中央区弓道連盟の各会員は6月20日付「道場での稽古再開にあたっての注意事項」を順守かつ徹底して稽古を行い、また日常生活においても、新型コロナウイルス感染防止を心がけるようお願いいたします。

尚、8月17日・27日に予定していた「ジュニア育成事業」は中止といたします。

以上